

東広島都市計画地区計画の変更（東広島市決定）

都市計画志和東流通団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称		志和東流通団地地区地区計画	
位 置		東広島市志和町大字志和東の一部	
面 積		約 25.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	広島中央テクノポリス開発計画に基づき流通団地として整備された地区において、建築物に関する制限等を行い、緑化の推進並びに公害の未然防止を図り当該地区の流通団地としての機能の維持及び増進を図るとともに、周辺環境の保全を図ることを目的とする。	
	土地利用の方針	当該地区は、周辺の環境を配慮したうえで、物流拠点集積の場にふさわしい土地利用を図る。	
	地区施設の整備の方針	流通団地造成工事により整備された、道路、公園等について、施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	流通団地造成工事により整備された環境の保全並びに公害及び災害等の未然防止として敷地面積の最低限度、建築物の用途制限を行うとともに、当該地区の緑化及び美化を図るため、建築物の意匠等の制限、かき又はさく等の構造の制限をし、生垣等の推進を図る。	
	樹林帯、法面等の保全の方針	流通団地造成工事により整備された樹林帯又は法面について良好な市街地環境を維持するため、保全を図る。	
地区整備	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ただし、別表第2号、第3号及び14号のただし書き並びに流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第1条の各号に該当する建築物については、この限りではない。
		建築物の用途の制限	別表に掲げる建築物は、建築してはならない。 ただし、流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第3号から第6号、第8号、第10号、第11号及び同法律施行規則第1条の各号の用に供する用途の建築物についてはこの限りではない。
		建築物等の意匠等の制限	建築物、看板、工作物等は美観を確保し周囲と調和するものとする
		かき又はさくの構造の制限	道路に面して設けるかき又はさくの構造は、生垣又は開放性のあるフェンス、鉄柵等の透視可能なものとする。ただし、高さ1.2m以下のもの、門又は門柱はこの限りではない。
	土地利用の制限に関する事項	樹林帯、法面等の保全に関する事項	計画図に表示する樹林帯及び法面の区域内は建築物その他工作物等を建築又は築造してはならない。ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りではない。
備 考			

『区域、樹林帯及び法面の区域は計画図の表示のとおり』

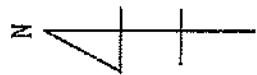
理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の一部改正(平成10年法律第55号)を受け、地区整備計画における制限内容の整合を図るものである。

別表

- | | |
|----|---|
| 1 | 住宅 |
| 2 | 共同住宅、寄宿舍又は下宿 ただし、当該地区に立地する業務の従事者のための共同住宅及び寄宿舍を除く。 |
| 3 | 物品販売業を営む店舗又は飲食店 ただし、その用途に供する部分の面積が100平方メートル以下のものは除く。 |
| 4 | ホテル又は旅館 |
| 5 | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 |
| 6 | カラオケボックスその他これに類するもの |
| 7 | 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの |
| 8 | 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 |
| 9 | 学校 |
| 10 | 図書館、博物館その他これらに類するもの |
| 11 | 病院 |
| 12 | 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの |
| 13 | 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律における「風俗営業」又は「店舗型性風俗特殊営業」を営む施設 |
| 14 | 事務所 ただし、郵便局は除く。 |
| 15 | 工場 ただし、金属、紙、木材、ガラス、繊維その他物資を流通過程において切断、組み立て、包装、こん包等簡易な加工を行い製品化する事業に供するものは除く。 |

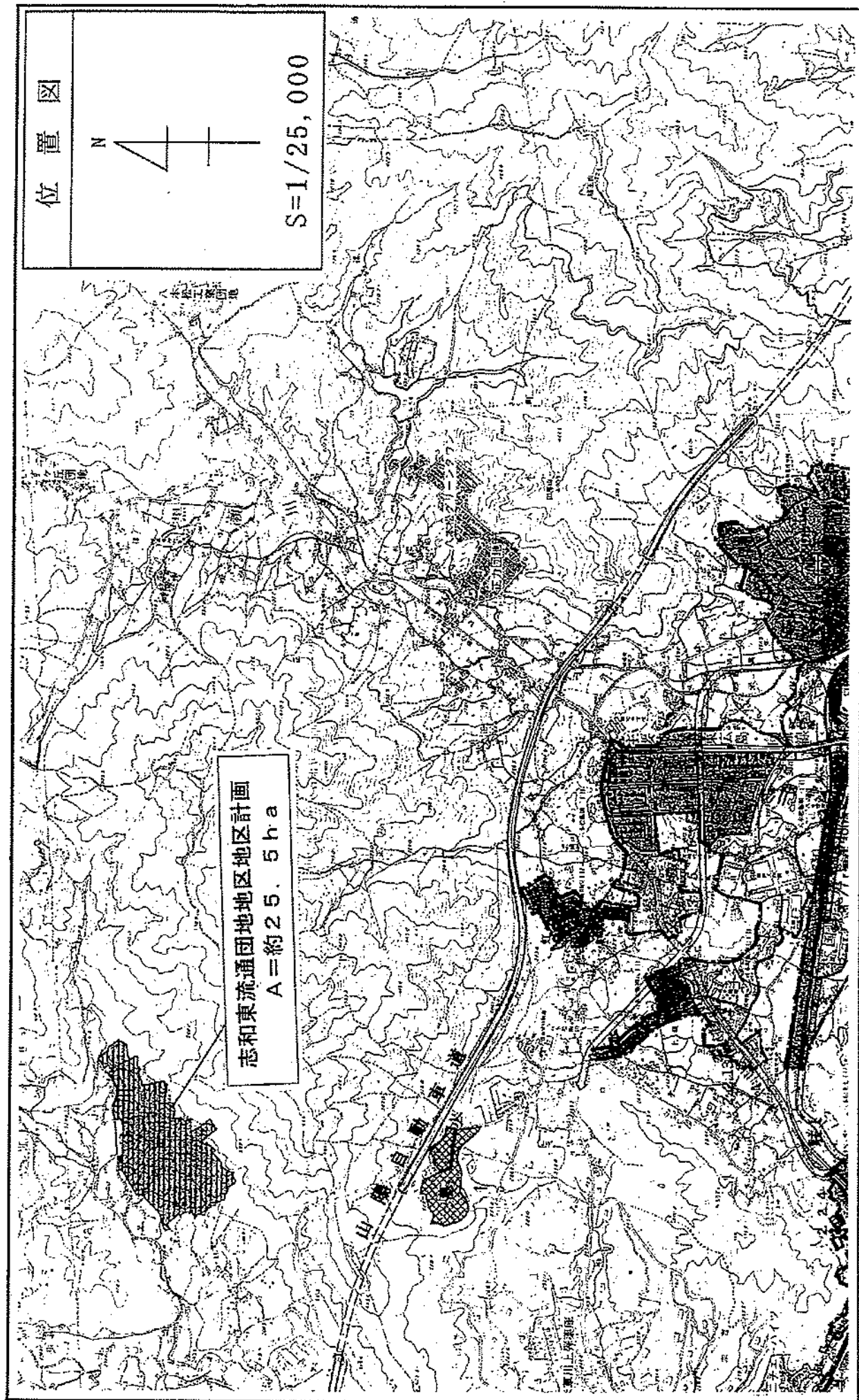
位置図

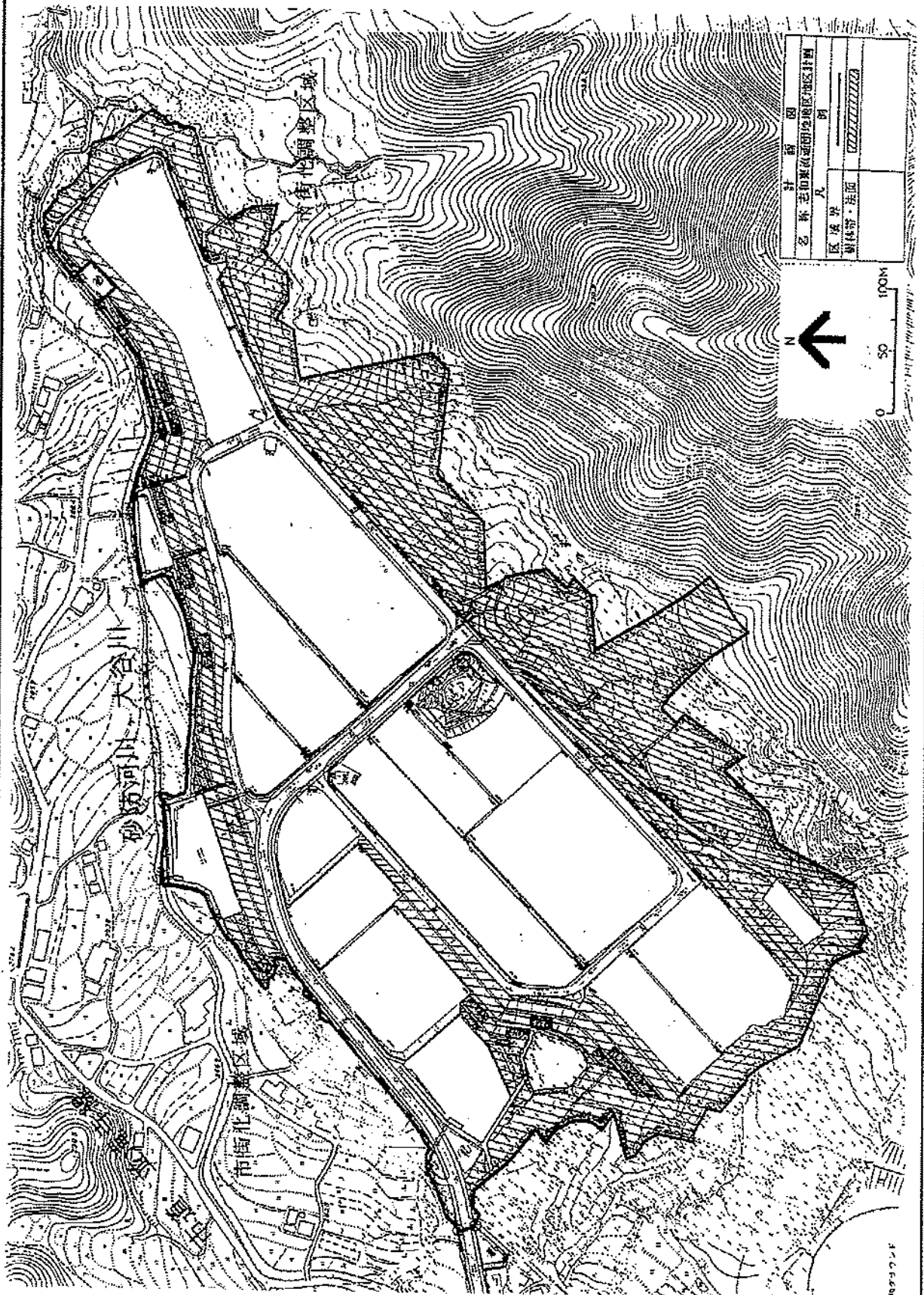


S=1/25,000

志和東流通団地区計画

A=約25.5ha





比例尺	1:10000
图例	说明
河流	河流
道路	道路
居民地	居民地
其他	其他



0 50 100m